

東大阪市東部大阪都市計画吉田九丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成8年3月29日東大阪市条例第6号
最終改正 平成30年3月30日東大阪市条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画吉田九丁目地区地区計画（平成16年東大阪市告示第103号。以下「吉田九丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び吉田九丁目地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、吉田九丁目地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 吉田九丁目地区地区計画の区域内においては、鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）の用に供する建築物で、次の各号に掲げるもの（以下「特定建築物」という。）以外の建築物を建築し、又は特定建築物以外の建築物となる用途の変更をしてはならない。

- (1) 車庫
- (2) 車両検査修繕施設
- (3) 倉庫
- (4) 寮
- (5) 事務所
- (6) その他鉄道事業の用に供する建築物で前各号に類するもの

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、同条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項の規定により引き続き前項の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更（建築基準法施行令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

（公益上必要な建築物の特例）

第5条 公益上必要な建築物で、用途又は構造上やむを得ないと市長が認め、て許可したものについては、第4条第1項の規定は、適用しない。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がそ

の法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中東大阪市東部大阪都市計画東大阪被服団地地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表の改正規定、第 4 条中東大阪市東部大阪都市計画河内花園駅前地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 5 条第 1 項及び第 6 条（見出しを含む。）の改正規定並びに第 5 条中東大阪市東部大阪都市計画御厨南二丁目地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 6 条（見出しを含む。）の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の東大阪市東部大阪都市計画東大阪被服団地地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 4 条第 2 項の規定、第 2 条の規定による改正後の東大阪市東部大阪都市計画岩田町地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 8 条の規定、第 3 条の規定による改正後の東大阪市東部大阪都市計画吉田九丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 5 条の規定、第 4 条の規定による改正後の東大阪市東部大阪都市計画河内花園駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 9 条の規定、第 5 条の規定による改正後の東大阪市東部大阪都市計画御厨南二丁目地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に行う建築物の増築又は改築から適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。